

若者を雇用して人材育成(訓練)する 起業10年以内の企業を募集します!

【 募集期間 : 平成25年6月3日 から 平成25年6月28日 まで 】

< こんな企業におすすめです >



起業10年以内の企業

事業拡大のために従業員を雇いたい!
新しい事業展開に対応できる人材が欲しい!
従業員を雇っても人材育成をする余裕がない……

若年者を雇用して人材育成を行う場合に、
その間の賃金や訓練費用を県が負担します。
(県が若年者の雇用と人材育成を企業に委託します。)

福岡県

失業者雇用と
人材育成を委託

上限は1500万円

企業

39歳以下の失業者の雇用

人材育成(訓練)
資格取得

さらに、委託事業終了後も委託先企業で、新たに雇用した失業者を正規労働者として引き続き雇用する場合には、1人につき**30万円**の**一時金**を支給します。

発展・拡大
のチャンス!

社長

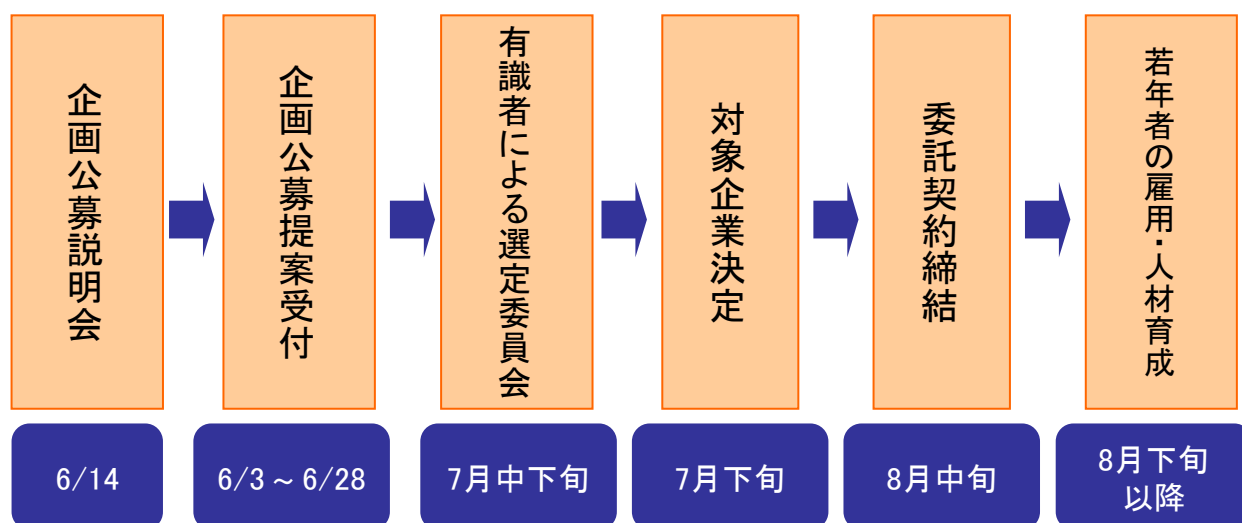
応募するには

新たに雇用する若年者の業務内容や人材育成計画等を応募書類に記入し、県に提出してください。
有識者による選考のための審査があります。(詳細は裏面を参照してください。)

< 応募に当たっての要件等 >

1	対象となる企業は?	・ 起業から10年以内 で、起業時から現在までの本社所在地が福岡県内に ある企業です。 ※「企業」には、個人事業主やNPO法人なども含みます。 その他にも、「県税を滞納していない。」等の要件があります。
2	新たに雇用する「若年者」とは?	・ 39歳以下の失業者 です。終了後の継続雇用につながるよう、自社の状況に合わせた業務内容や人材育成計画としてください。 ・求人を行う際には、ハローワークや自社ホームページを利用するなど、公開で行う必要があります。
3	委託期間は?	平成25年8月以降～平成26年3月31日
4	県が負担する金額の上限は?	・1件あたり最高 1,500万円 です。※選定は1事業者につき1件です。 ・県が負担する金額のうち、新たに雇用する若年者の人件費を 5割以上 とすることが要件です。
5	対象となる企業の数は?	約50社程度を予定しています。 ※予算の範囲内で採択するため、これよりも少ない数になる場合があります。

事業の流れ



※スケジュールは変更になる場合があります。

応募の方法

【説明会】

応募に関する説明会を以下のとおり開催します。

○日時：平成25年6月14日(金) 14:00～

○場所：福岡県吉塚合同庁舎 7階 特3会議室
(福岡市博多区吉塚本町13-50)

【応募受付】

○提出期間：平成25年6月3日(月)～6月28日(金)

○提出場所：福岡県福祉労働部労働局 労働政策課 企画調整係
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

※6月28日に直接持参される場合は、県庁地下1階行政7号会議室が受付会場となります。

【募集要項】

募集の詳細については、募集要項を参照してください。

募集要項は、福岡県ホームページに掲載しています。

URL : <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/f14/jakunenmishushoku-2.html>

お問い合わせ先

福岡県福祉労働部労働局 労働政策課 企画調整係

TEL : 092-651-1111 (内線4226、4218、4217)

FAX : 092-643-3588

メール : rosei@pref.fukuoka.lg.jp

